

○柏市民ギャラリー条例

昭和54年9月28日

条例第39号

改正 昭和56年3月30日条例第9号

平成3年12月25日条例第28号

[題名改正]

平成9年3月28日条例第4号

平成11年3月26日条例第7号

平成17年9月30日条例第107号

平成23年10月3日条例第33号

平成25年12月25日条例第52号

平成27年3月25日条例第15号

平成31年3月22日条例第3号

[注] 平成9年から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 市民に美術・工芸作品の発表及び鑑賞の場を提供するため、柏市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ギャラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
柏市民ギャラリー	柏市柏一丁目1000番地

(平27条例15・一部改正)

(指定管理者による管理)

第2条の2 ギャラリーの管理は、法人その他の団体であって本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(平27条例15・追加)

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第2条の3 前条の規定により指定管理者に行わせるギャラリーの管理に係る業務は、次

に掲げるとおりとする。

- (1) 次条ただし書の規定による開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館に関する
こと。
- (2) 第3条の規定による使用の許可等及び第3条の2の規定による使用の変更の許可
等に関すること。
- (3) 第3条の3の規定による特別の設備の設置の許可等に関すること。
- (4) 第3条の4の規定による使用中止の届出に関すること。
- (5) 第4条の規定による利用料金の收受等、第5条の規定による利用料金の減免及び第
6条の規定による利用料金の返還に関すること。
- (6) 第7条の規定による使用許可の取消し等に関すること。
- (7) 第7条の3の規定による入館の禁止等に関すること。
- (8) 第7条の4の規定による立入りに関すること。
- (9) 市民に美術・工芸作品の発表及び鑑賞の場を提供するための事業の実施に関するこ
と。
- (10) ギャラリーの維持管理に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認
める業務

（平27条例15・追加）

（開館時間及び休館日）

第2条の4 ギャラリーの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理
者が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に休館する
ことができる。

開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

（平27条例15・追加）

（使用の許可等）

第3条 ギャラリーを使用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなけ
ればならない。

- 2 前項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。
- 3 指定管理者は、使用許可に管理上必要な条件を付けることができる。
- 4 使用許可を受けたものは、当該使用許可を受けた目的以外にギャラリーを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- 5 ギャラリーは、同一のものが引き続き6日を超えて使用することはできない。ただし、指定管理者が認めるときは、この限りでない。

（平27条例15・一部改正）

（使用の変更の許可等）

第3条の2 使用許可を受けた事項（規則で定めるものに限る。）を変更しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の許可（以下「変更許可」という。）について準用する。

（平27条例15・追加）

（特別の設備の設置の許可等）

第3条の3 使用許可又は変更許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、ギャラリーを使用するに当たり特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の許可（以下「設置許可」という。）について準用する。

（平27条例15・追加）

（使用中止の届出）

第3条の4 使用者及び特別設備設置者（設置許可を受けたものをいう。以下同じ。）は、ギャラリーの使用を中止し、又は設置許可に係る行為を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

（平27条例15・追加）

（利用料金）

第4条 使用者は、規則で定めるところにより、ギャラリーの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定めるものとする。

(平27条例15・全改)

(利用料金の減免)

第5条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平27条例15・一部改正)

(利用料金の返還)

第6条 既に支払った利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(平27条例15・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、第3条の4の規定による届出があったときは、使用許可又は設置許可を取り消すものとする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可若しくは設置許可を取り消し、又は使用若しくは特別の設備の設置の制限若しくは停止を命じることができる。

- (1) 使用者又は特別設備設置者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 使用者又は特別設備設置者が使用の目的又は条件に違反して使用したとき。
- (3) 使用者又は特別設備設置者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(平27条例15・一部改正)

(禁止事項)

第7条の2 使用者及びギャラリーに入館する者は、ギャラリーにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用すること。
- (2) 喫煙をすること。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物の類を携行すること。

- (4) 施設及び展示作品その他の物件を破損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (6) ポスター、ちらしその他これらに類するものを掲示し、設置し、又は配布すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に違反し、又はギャラリーの秩序を乱す行為をすること。

(平27条例15・追加)

(入館の禁止等)

第7条の3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者のギャラリーへの入館を禁止し、又はギャラリーからの退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は保安上危険を及ぼすおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上必要があると認められる者

(平27条例15・追加)

(立入り)

第7条の4 指定管理者は、ギャラリーの管理上必要があると認めるときは、指定管理者が指定する者に、使用中の施設に立ち入らせることができる。

(平27条例15・追加)

(原状回復)

第7条の5 使用者又は特別設備設置者は、ギャラリーの施設、附帯設備等の使用を終了したときは、直ちに、当該使用した施設、附帯設備等を原状に回復しなければならない。
第7条第2項の規定により使用許可若しくは設置許可を取り消され、又は使用若しくは特別の設備の設置の制限若しくは停止を命じられたときも、同様とする。

(平27条例15・追加)

(損害賠償)

第8条 ギャラリーの施設、設備等に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例107・全改)

(委員会による管理等)

第9条 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者にギャラリーの管理を行わせることができない場合におけるこの条例の規定の適用については、第2条の4中「指定管理者が必要と認めるときは、委員会の承認を得て」とあるのは「委員会が必要と認めるときは」と、第3条から第3条の4まで、第7条、第7条の3及び第7条の4中「指定管理者」とあるのは「委員会」とする。

2 前項に規定する場合において、市長は、第4条の規定にかかわらず、使用者から別表に定める額の使用料を徴収するものとする。

3 第5条及び第6条の規定は、前項の規定により使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(平27条例15・全改)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和54年11月規則第53号で、同54年11月21日から施行)

附 則 (昭和56年条例第9号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、この条例による改正後の柏市民ギャラリー条例(以下「新条例」という。)に基づく柏市民ギャラリーの使用に係る新条例第4条から第7条まで及び別表の規定は、平成4年4月1日から施行する。

(平成4年3月教委規則第6号で、同4年4月23日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の柏市民サロン設置及び管理等に関する条例(以下「旧条例」という。)に基づく柏市民サロン運営審議会の委員である者は、旧条例に基づく任期が満了するまでの間、新条例に基づく柏市民ギャラリー運営審議会の委員となるも

のとする。

附 則（平成9年条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 次に掲げる使用料等については、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)～(13) 略

(14) 施行日前の使用の許可に係る柏市民ギャラリーの使用料

(15)及び(16) 略

附 則（平成11年条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第107号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の柏市民ギャラリーの使用に係る使用料について適用し、施行日前の柏市民ギャラリーの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日から平成26年3月31日までの間の柏市民ギャラリーの使用に係る使用料に関する改正後の別表の規定の適用については、同表中「25,200円」とあるのは「21,000円」と、「50,400円」とあるのは「42,000円」とする。

附 則（平成25年条例第52号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等のうち、施行日以後に使用等するものであって、平成26年1月1日（以下「基準日」という。）前に許可等を受けたものについては、なお従前の例による。

(1)及び(2) 略

(3) 市民ギャラリーの使用に係る使用料

(準備行為)

6 次に掲げる使用料等のうち、施行日以後に使用等をするものであって、基準日から施行日の前日までの間に許可等を受けたものに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例による改正後の各条例の規定の例により行うことができる。

(1)から(6)まで 略

(7) 市民ギャラリーの使用に係る使用料

附 則（平成27年条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の柏市民ギャラリー条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の柏市民ギャラリー条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成31年条例第3号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等

については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等のうち、施行日以後に使用等するものであって、平成31年4月1日（以下「基準日」という。）前に許可等を受けたものについては、なお従前の例による。

(1)及び(2) 略

(3) 市民ギャラリーの使用に係る利用料金又は使用料
(準備行為)

5 次に掲げる使用料等のうち、施行日以後に使用等をするものであって、基準日から施行日の前日までの間に許可等を受けたものに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例による改正後の各条例の規定の例により行うことができる。

(1)から(6)まで 略

(7) 市民ギャラリーの使用に係る利用料金又は使用料

別表（第4条第3項）

（平9条例4・平23条例33・平25条例52・平27条例15・平31条例3・一部改正）

施設	利用料金（1日当たり）	
	使用者が入場料及びこれに類するものを徴収しない場合並びに販売行為を伴わない場合	使用者が入場料及びこれに類するものを徴収する場合並びに販売行為を伴う場合
ギャラリー	26,400円	52,800円